

京都市告示第494号

令和3年1月6日付け京都市告示第495号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和4年11月22日

京都市長 門川大作

表中

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
川島経215号線	西京区川島玉頭町57番地の3地先から同町57番地の12地先まで	メートル 92.50	メートル 6.00～12.24

」

を

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
川島経215号線	西京区川島玉頭町57番地の3地先から同町57番地の12地先まで	メートル 95.40	メートル 6.00～13.94

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)